毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目　次

訓　令
○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令　一

訓　令

福島県訓令第十九号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十一月二十七日

本庁機関
出先機関

福島県知事　内堀雅雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の７の表生産流通総室の部水産課の項１の⑴中「第11条の２第１項」を「第11条の３第１項」に改め、同項１の⑵中「第11条の４第１項」を「第11条の５第１項」に改め、同項１の⑶中「第11条の４第３項」を「第11条の５第３項」に改め、同項１の⑷中「第11条の４第４項」を「第11条の５第４項」に改める。

別表第二の７の表生産流通総室の部水産課の項13を削り、同項中12を13とし、同項11の⑴中

⑴　第５条第４項の規定による届出の受理（主たる事務所の所在地が、いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡又は相馬郡である漁業協同組合及び水産加工業協同組合に係るものに限る。⑵において同じ。）	を	「 第５条第４項の規定による届出の受理（主たる事務所の所在地が、いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡又は相馬郡である漁業協同組合及び水産加工業協同組合に係るものに限る。⑵において同じ。） 」

を削り、同項中11を12とし、７から10までを８から11までとし、同項６中「第32条第２項」を「第35条第２項」に改め、同項中６を７とし、５を６とし、同項４中「第25条第１項及び第２項」を「第14条第１項及び第２項」に改め、同項３の⑵中「第67条第９項」を「第75条第２項」に改め、同項３の⑶中「第74条第５項」を「第128条第５項」に改め、同項中３を４とし、２の次に次のように加える。

３　水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）の施行に関する次に掲げること。 第205条第７項の規定による承認							○			

別表第二の７の表生産流通総室の部水産課の項14を次のように改める。

14　福島県漁業調整規則（令和２年福島県規則第68号）の施行に関する次に掲げること。 ⑴　第４条の規定による許可（海面に係るものに限る。⑵、⑶、⑸及び⑹において同じ。） ⑵　第６条の規定による認可 ⑶　第７条第１項			○	○						

の規定による許可							○		
(4)　第８条第２項の規定による必要書類の提出要求（内水面に係るものにあっては、いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡又は相馬郡の区域内に住所を有する者に係るものに限る。(7)から(19)までにおいて同じ。）							○		
(5)　第11条第１項の規定による許可等の制限措置及び申請期間の指定			○						
(6)　第13条の規定による条件の付加							○		
(7)　第14条第１項の規定による継続の許可							○		
(8)　第16条第１項の規定による許可							○		
(9)　第29条の規定による許可証の書換え交付及び再交付							○		
(10)　第30条第１項の規定による返納される許可証の受理							○		
(11)　第30条第２項の規定による届出の受理							○		
(12)　第33条の規定による許可							○		
(13)　第33条第９項の規定による許可証の交付							○		
(14)　第46条第１項の規定による許可							○		
(15)　第46条第３項の規定による許可証の交付							○		
(16)　第46条第４項の規定による条件の付加							○		
(17)　第46条第６項の規定による変更の許可							○		
(18)　第46条第７項で準用する同条第３項の規定による許可証の書換え交付							○		
(19)　第46条第７項で準用する同条第４項の規定による条件の付加							○		

附　則

この訓令は、令和二年十二月一日から施行する。

（行政経営課）